

平成27年第1回市議会定例会に付議する案件【追加】

条例制定案件	1件
計	1件

《条例制定案件》

（保健福祉部）

◆美唄市受動喫煙防止対策条例制定の件

この条例は、たばこの煙がたばこを吸う人だけでなく、周囲の人の健康にも悪影響を及ぼすことが明らかとなっており、これまで以上に関心と理解を高めていく必要があることから、市民、保護者、事業者、施設管理者及び市の責務を明らかにするとともに、未成年者及び妊産婦を始め、市民がたばこの煙にさらされることによる健康被害を避け、健康づくりをより一層推進することができるよう、受動喫煙を防止するための措置等を定め、市民の健康で快適な生活の維持を図るため、美唄市受動喫煙防止対策条例を制定するもの。

＜条例の構成＞

第1条	目的	第7条	連携及び協力
第2条	定義	第8条	受動喫煙防止対策
第3条	市の責務	第9条	未成年者への配慮
第4条	市民の責務	第10条	喫煙の中止等の求め
第5条	保護者の責務	第11条	適用除外
第6条	事業者及び施設管理者の責務	第12条	補則

●施行期日 平成27年7月1日